

— お知らせ —

登記の相談は予約制 です。

岡山地方法務局では、不動産や会社・法人の登記に関する相談は、**予約制**で実施しています。

ご予約はお近くの法務局へ

不動産に関するご相談は

| | |
|-----------|--------------|
| 本局不動産登記部門 | 086-224-5658 |
| 備前支局 | 0869-64-2770 |
| 倉敷支局 | 086-422-1260 |
| 笠岡支局 | 0865-62-5295 |
| 高梁支局 | 0866-22-2318 |
| 津山支局 | 0868-22-9155 |
| 岡山西出張所 | 086-244-7111 |

会社・法人に関するご相談は

| | |
|----------|--------------|
| 本局法人登記部門 | 086-224-5715 |
|----------|--------------|

— お客様へのお願い —

- 1 予約をされていないお客様には、当日中の相談をお受けできない場合があります。
- 2 **1回の相談時間は、20分以内**とさせていただきます、継続相談が必要な場合は、改めて予約していただきます。
- 3 登記相談は、一般的なご説明をさせていただきます。お客様の登記申請の具体的な内容については、お答えできません。
- 4 登記申請書の作成はお客様自身で行っていただき、法務局の職員がお客様に代わって作成できません。
- 5 お客様が作成された登記申請書の事前審査はできません。



司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請することは、法律に違反する場合があります。